

防災まちづくりフェア

～防災・減災の知識を深め、災害に備えよう

1月26日(火)・27日(水) 午前10時～午後4時

会場 区役所1階ロビー・2階区民ギャラリー

—— 問い合わせは、市街地整備課耐震改修担当へ。

内容

- 杉並区地震被害想定ARアプリの紹介
- ガスの安全対策を紹介 (東京ガス)
- 防災用品のあっせん品の紹介
- 地震時の備えを紹介 (杉並消防署)
- 地震被害シミュレーション結果報告の展示
- 熊本地震パネル展示
- 減災についてのパネル展示

フェアの様子



耐震化・不燃化・ブロック塀等の助成金制度をご利用ください

いずれも詳細は、各担当にお問い合わせください。

建築物耐震化助成

昭和56年5月以前に建築した建物・平成12年5月以前に建築した木造住宅等を対象に、耐震診断や耐震改修等の助成を行っています。詳細は、各案内パンフレット (市街地整備課 (区役所西棟3階)、図書館 (永福・高円寺・成田を除く)、区民事務所で配布) をご覧ください。

〒市街地整備課耐震改修担当

不燃化に関する助成

災害時に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域に、東京都の不燃化特区制度を導入し、老朽建築物の除却費や戸建等の建て替え費の一部助成を行っています。また、震災救援所周辺等において、耐火性能の高い建築物を建築する方に建築資金の一部を助成します。

〒市街地整備課不燃化推進係

ブロック塀等安全対策支援助成

道路沿いにある安全性を確認できないブロック塀等 (コンクリートブロック、石積み、万年塀等を含む) を対象に、塀の撤去工事費と、撤去後の軽量フェンス等の新設費の一部助成を行っています。

〒市街地整備課耐震改修担当



▲助成対象のブロック塀

家でも
できる!

運動不足の解消に! 「すぎなみはつつ体操」

外出を控えている皆さん、特に高齢の方の運動不足解消に、区では家でもできる体操をご紹介します。全ての体操の内容は、区ホームページ (右2次元コード) またはパンフレット (区役所、地域包括支援センター (ケア24)、保健所等で配布) をご覧ください。—— 問い合わせは、杉並保健所保健サービス課 ☎3391-0015へ。



お持ちの子育て応援券をご確認ください!

—— 問い合わせは、子ども家庭部管理課 子育て応援券担当へ。



3月31日が有効期限の子育て応援券

子育て応援券は種類や発行年度によって、有効期限が異なります。お持ちの応援券を確認の上、有効期限前にご利用ください。有効期限の延長や払い戻しはありませんので、ご注意ください。

- 平成31年度ゆりかご券 (1万円分)
- 平成31年度出生券 (2万円分)
- 平成31年度0～2歳児無償券 (2万円分)
- 平成31年度0～2歳児多子券 (2万5000円分)
- 平成31年度0～4歳児有償券 (1冊1万円分)
- 2年度5歳児有償券 (1冊1万円分)
- 2年度新型コロナウイルス感染症予防対策用ゆりかご券 (1万円分)

新型コロナウイルス感染症拡大への対応

詳細は、区ホームページ (右2次元コード) をご覧ください。



3月31日までの期間限定対応

- 1回の利用上限額はありません。
- 就学前の兄弟姉妹間で利用ができなかったサービスが利用可能となっています。

オンラインサービスの導入

新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、子育て応援券が利用できるオンラインサービスを開始しました。

ゆりかご券が利用できる 妊産婦タクシーの利用上の注意

妊産婦タクシーが利用できるのはゆりかご券のみです。また、利用できるタクシー会社は応援券事業に登録しているタクシー会社のみです (右2次元コード参照)。



なかま集まれ!

区民主催のサークル活動をご紹介します。活動に区は関与していません。問い合わせは、直接各掲載団体へ。1・4・7・10月の15日号に掲載

掲載の申し込み・問い合わせ

生涯学習・芸術・文化・その他
 社会教育センター(〒166-0011梅里1-22-32 ☎3317-6621 ☎3317-6620)
スポーツ(ダンス・健康的運動を含む)
 スポーツ振興課施設管理係(住所・電話は区役所宛。☎5307-0693)

生涯学習・芸術・文化

主宰による全句講評俳句会/鷗座 第2水曜日午後1時~4時30分/主にウェルファーム杉並/1回1000円/園磯部 ☎3333-5550

木彫りで野鳥を作る/NTバードカービング 水曜日午後1時~3時(月4回)/主に阿佐谷地域区民センター/月2500円/園土田 ☎080-1207-0213

絵画(油絵・パステル画等)/月洋会 原則、月曜日午後1時~3時45分(月2回)/阿佐谷地域区民センター/月4000円/園立 ☎3336-8629

スタンドグラス/ビドリオ高井戸 第1~3土曜日午前9時~午後3時/高井戸地域区民センター/入会金1000円、3ヵ月5000円(別途材料費)/園石坂 ☎3303-6150

合唱/混声合唱団コール・アーベント 原則、金曜日午後1時~4時(月2~4回)/杉並公会堂/月4000円/園池田 ☎3391-8812

マジック(初心者歓迎)/高井戸マジッククラブ 第2・4火曜日午後1時15分~3時45分/高井戸地域区民センター/入会金1000円、月1800円/園松永 ☎3315-4847

囲碁(級・段位者歓迎)/天元会 月曜日午後1時~3時45分/永福和泉地域区民センター/月1000円/園高橋 ☎090-2205-5746

囲碁/ゴー碁サークル 第1・3火曜日、第2・4水曜日午前9時~正午/荻窪地域区民センター/6ヵ月2000円/園武藤 ☎3391-4802

スポーツ

健康気功/阿佐谷気功クラブ 月曜日午前10時~正午(月4回)/主に阿佐谷地域区民センター/入会金2000円、月4000円/園大宮 ☎3312-3218

自彊術/自彊術アサガヤ水・木会 第1~3水・木曜日午前10時~11時30分/マイタウン協議会集会所(阿佐谷南3丁目)/入会金2000円、月3000円/園宮 ☎3393-0292

女性のストレッチ/ストレッチコスモスの会 主に第1・3・4水曜日午前10時~正午/四宮区民集会所/月3000円/園山崎 ☎3301-0757

社交ダンス(初・中級)/オアシス会 水曜日午後7時~9時/荻窪地域区民センターほか/入会金1000円、月4000円/園西村 ☎090-8011-5565

フォークダンス/サークルライラ 金曜日午前9時30分~正午/方南会館/入会金1000円、月2000円/園淡路 ☎3312-8706

水泳/チーム・ジャンプ 月曜日午後7時~9時(月4回)/上井草スポーツセンター/月6000円/園橋野 ☎3390-4553

テニス(硬式練習)/テニス杉並クラブ 月・日曜日午後1時~3時/松ノ木運動場/1回1500円/園益子 ☎090-3523-8449(正午以降)

硬式テニス(中上級/上級)/GO TOテニス 土・日曜日、祝日ほか/区営・都営ほかコート/月2000円~3000円/園水尾 ☎3390-6264

あなたの「声」を聞かせてください

3年度区政モニターを募集!

あなたの声を区政に生かすために、区政モニターとして活動してみませんか。

—— 問い合わせは、区政相談課へ。

区政モニター制度

その時々行政課題をテーマとしたアンケート調査へのご協力や、区政全般についてのご意見やご提案をいただくものです。

主な活動

1. アンケートへの回答(年4回程度)
2. 区政への意見・提案(提言)
3. 区政モニター向け講演会への参加

募集要領

資格	区内在住の18歳以上(3年4月1日時点)で、日本語でのモニター活動ができる方(国籍は不問。地方公共団体の職員・議員を除く)		
任期	委嘱の日(5月頃)~4年3月末	募集人数	200名(選考)
謝礼	活動実績に応じて杉並区内共通商品券を進呈します(年度末)		
申し込み	●郵送でモニター活動を行う方 「区政モニター希望」と明記し、「住所・氏名(フリガナ)・生年月日・職業・電話番号と応募動機(書式自由)」を書いて、2月28日(消印有効)までに区政相談課へ郵送 ●インターネットでモニター活動を行う方 区ホームページ→「区へのご意見・ご相談」→「ウェブアンケート」→「区政モニター申し込みフォーム」から必要事項を入力し、2月28日までに送信		
その他	応募者全員に選考結果を連絡		



区民が創る情報サイト すぎなみ学倶楽部



杉並が「アニメのまち」へ成長した歴史

昭和39年、阿佐谷に東京ムービーが誕生し、翌年、杉並生まれのアニメ第1作「オバケのQ太郎」が放映されました。平成28年にはアニメ制作会社数が日本一。日本のアニメ全般を紹介する「東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム(※)」も人気です。

※平成30年9月からネーミングライツを導入。

詳しくは [すぎなみ学 アニメのまち](#) または



園産業振興センター観光係 ☎5347-9184

預けて安心!! 自筆証書遺言書保管制度

2年7月10日から、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。ご自身で書いた遺言書を法務局でお預かりすることができます。法務局に預けることで、遺言書が発見されなかったり、書き換えられたりするといったトラブルを防ぐことができます。また、遺言者が亡くなられた後、相続人などは全国にある法務局の遺言書保管所で遺言書の保管の有無の確認や、遺言書の写しの交付請求ができます。詳細は、法務省ホームページ「法務局における自筆証書遺言書保管制度について」または法務局に設置されている制度案内のパンフレットをご覧ください。

園東京法務局供託課遺言書保管担当 ☎5213-1441

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

個人住民税・所得税の申告期限は、3月15日(月)です



個人住民税の申告 ※申告はなるべく郵送をお願いします

区役所へ

【問い合わせ】 課税課

※区民事務所では、作成済み申告書を預かります（申告相談は行っていません）。 ※「2年分」は、2年1～12月です。

住民税申告書の配布と発送

申告書は区民事務所と課税課（区役所東棟2階）で配布しています。ご自宅等に郵送することも可能ですので、申告書が必要な方は課税課へご連絡ください。

窓口は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申告をお願いします。また、前年に住民税の申告をした方などには、申告書を1月28日(休)に発送します。

住民税の申告が必要な方

3年1月1日現在、区内に住所がある方（次の①～④に該当する方を除く）

- ①所得税の確定申告をした方
 - ②2年分の所得が給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から区に提出されている方
 - ③2年分の所得が公的年金等のみで、公的年金等支払報告書が支払者から区に提出されている方
 - ④2年分の合計所得金額が、35万円 ×（同一生計配偶者+扶養親族の数+1）+10万円+21万円（同一生計配偶者または扶養親族がいる方の場合のみ）以下の方
- ※①に該当する方でも、上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得（原則として、住民税が特別徴収されているもの）の所得税と異なる課税方式を選択する場合は申告が必要。
- ※④に該当する方でも、非課税証明書を必要とする方などは申告が必要。

3年1月1日現在、区内に事務所・事業所・家屋敷がある方

- 区内に住所がなくても、均等割額が課税されます。
- ◆ご注意ください。
- 次の①②に該当する方は、所得税の確定申告の必要はありませんが、一定の場合を除き、住民税の申告が必要となります。
- ①給与所得者で、2年分の給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ②公的年金等に係る雑所得がある方で、2年分の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公

的年金等以外の所得金額が20万円以下の方
●2年分の所得が給与所得または公的年金等のみで各種控除（社会保険料・生命保険料・地震保険料・雑損・医療費など）を受けようとする方は、確定申告や住民税の申告をすることで、所得税が還付されたり、住民税が軽減されたりする場合があります。

確定申告をする方へ

確定申告書第二表の「住民税」欄は、住民税の計算に必要なため、16歳未満の扶養親族の氏名、同一生計配偶者の氏名等、配当割額控除額、寄附金税額控除などの該当事項を必ず記入してください。

住民税および所得税の主な改正点

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替とこれに伴う調整

- 給与所得控除・公的年金等控除の額を10万円引き下げる等の見直しと併せて、基礎控除額が43万円（所得税は48万円）に引き上げられました。
- 非課税限度額に10万円が加算されました。

基礎控除の見直し
前年の合計所得金額が2400万円を超える納税義務者に係る基礎控除について、その金額に応じて、控除額が通減し、2500万円超で消失することとされました。

調整控除の見直し（住民税のみ）
前年の合計所得金額が2500万円を超える納税義務者について、調整控除の適用がないこととされました。

ひとり親に関する控除・非課税措置の創設
●納税義務者がひとり親に該当する場合には、ひとり親控除として、30万円（所得税は35万円）を控除することとされました。

- 合計所得金額135万円以下のひとり親が住民税の非課税措置の対象に追加されました。

青色申告特別控除額の変更
青色申告特別控除額が、65万円から55万円へ変更となりました。ただし、e-Taxによる申告を行った場合には、引き続き65万円の控除が受けられます。

医療費控除に係る明細書の添付の義務化

平成30年度（所得税は平成29年分）より医療費控除の申告の際に、医療費等の領収書の添付または提示に代えて、「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。3年度（所得税は2年分）以降は、明細書の添付がない場合には医療費控除の適用ができなくなりますのでご注意ください。なお、明細書の様式は、区ホームページから取り出せます。

上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得の所得税と異なる課税方式の選択

所得税と住民税とで異なる課税方式（申告不要、分離課税、総合課税（配当所得等で一定のものに限る））の選択が可能です。対象は、住民税が特別徴収されている所得です。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、専用の申告書（課税課に請求。区ホームページからも取り出せます）を、住民税の納税通知書の送達前までに区課税課へ提出してください。

なお、住民税の納税通知書の送達後、上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得に関する確定申告書を税務署に提出しても、住民税の税額算定には算入できません。

また、申告された上場株式等の配当所得等・譲渡所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の算定等の基準となる所得金額に含まれます。保険料および負担金については、各担当部署へお問い合わせください。

マイナンバー制度（住民税・所得税いづれも）

申告書には、申告する方のマイナンバー（個人番号）の記載および本人確認書類（マイナンバーカードまたは住民票の写し〈マイナンバーの記載があるもの〉等の番号確認書類および運転免許証等の身元確認書類）の提示または写しの添付が必要です。

所得税等の申告

税務署へ

密を作らない

確定申告会場への入場には整理券が必要

→各会場で当日配布します

→LINEから事前発行もできます
※国税庁LINE公式アカウントから「友だち追加」（右2次元コード参照）で利用可



【問い合わせ】

杉並税務署（成田東4-15-8 ☎3313-1131）
荻窪税務署（荻窪5-15-13 ☎3392-1111）
※個人事業税・法人住民税は、新宿都税事務所（新宿区西新宿7-5-8 ☎3369-7151）。
※来署の際は、公共交通機関をご利用ください（車での来場不可）。

申告書は、自分で作成して、提出はお早めに

作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
提出は、マイナンバーカードまたはID・パスワードを利用した、自宅からの電子送信（e-Tax）が便利です。ID・パスワードは税務署で発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用している方へ

その年分の確定申告を行う場合には、特例の適用は受けられません。確定申告の際にふるさと納税額の全額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

年金所得者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全額が源泉徴収の対象となる場合、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のときは、所得税の確定申告は必要ありません（還付を受けるための確定申告書は提出できません）。※個人住民税の申告が必要な場合があります。

納税は便利な口座振替で

所得税、消費税の納税は口座振替をご利用ください。所得税は4月19日(月)、消費税は4月23日(金)が口座振替日です。

所得税の納税証明書

2年分納税証明書の交付を早急に希望する方は、税務署へ申告書を提出する際に申し出てください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入の方へ

住民税の申告

所得が基準以下（非課税）で住民税の申告が必要ない方でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入している方は、高額療養費の支給を受ける場合や、保険料の算出などのために申告が必要です。

保険料年内納付済み額のお知らせを送付します

2年1～12月に区へ納めた国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額のお知らせを1月末に送付します。このお知らせに記載されている納付済み額は、納めた本人の社会保険料控除として申告できます。

国民健康保険＝国保年金課国保資格係・国保給付係・国保収納係／後期高齢者医療制度＝国保年金課高齢者医療係／介護保険（65歳以上の方）＝介護保険課資格保険料係

介護保険サービスと医療費控除

介護保険サービスにおける医療費控除の取り扱い

医療費控除を受けるためには、サービス事業者（指定居宅サービス事業者等や施設サービスを提供する各施設）が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された「居宅サービス等利用料等領収証」、「指定介護老人福祉施設利用料等領収証」「介護医療院利用料等領収証」などが必要になります。控除の対象になる額は、サービス事業者が発行する領収証に記載されています。

控除の対象になる主な介護保険サービスや控除内容の詳細は区ホームページ（よくある質問と回答）または、国税庁ホームページ（タックスアンサー。右2次元コード）をご覧ください。

介護保険課給付係（領収証については、各サービス事業者）



▲居宅サービスを利用した方



▲施設サービスを利用した方

おむつにかかる費用

介護保険の認定を受けている方は、医師の証明書の代わりに区が発行する確認書でおむつ代の医療費控除が受けられる場合があります。

- 対象は次の①②の全てに該当している方
 - ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である
 - ②寝たきり状態で尿失禁があることが介護認定資料（主治医意見書）で確認できる
- 介護保険課認定係

高齢者の障害者控除

障害者手帳などをお持ちでなくても、次の全てに該当する方は、区が交付する「障害者控除対象者認定書」で、障害者控除を受けられる場合があります。

- 対象は次の①～③の全てに該当している方
 - ①65歳以上で区内に住所がある
 - ②介護保険の要支援・要介護認定を受けている
 - ③区の障害者控除対象者認定基準に該当する介護保険課認定係（区役所東棟3階）窓口のほか、郵送でも申請できます。詳細は、区ホームページをご覧ください。
- 介護保険課認定係